税務・人事労務ワンポイント(421

間違いやすいケースを チェック

桂 好志郎 社会保険労務士

> 業 時

実問は

月

です に早 起算 に出 時 間 5 0 か め 1 Ü 勤 5 \Box 65 出 か ては わらず、 ま 圕 ħ 0) た 超 す た就 労 勤 0 時 える

Z

切

り捨

、 た 30場

間

から

端数

が て、 出 7 0

猟

算 力

30 分 労働

の を

未満間

前

3端数を1は

嵵

以降 な n 7 ります。 。 取り扱 を 時間 午後 外労働 した職 うことに 5職8時

め ※端数処理 をしたうえで、 賃 具金の支払 就業規則などに定 13 12 61

1

 \ddot{o}

労働

間

ば

お

遅

り

0 日

時

蕳 時

か

5

起 実

午

前 な

10

時に

Ũ ょ

た

ます)出勤

> 必ありま 一たり 分分働 げることは せ h 嵵 が 間 数 0 こともできます 0) ように端数処理 間

で法

定 . る

労働

時

間

8

を切

育上

労

働

題

切り捨 きま

てることは

で

を支払う必要は

法定の

割増賃金

所定労

働

嵵

は な

1 い

6せん。

ただし

払

が のは

義

務

け

6

Α

Ê

0)

する

所定労働時間

を

超

ても、

法定労働

)内であれり対し

[1日8時間]

7

15 65

実

勞

働れ

る賃 人手不足 た割増賃金計算を 時間帯で決まっ 金額 労働 5 時 対策 をも が発 以 降 不とし 0 7 時

給を20 時給 そ ί, が異 ま 金 Ó す なる場合 円 算 時 ア 間帯 ッ プ

増賃

金を支払う義

あ

ります

か

た場

時

を 間

超

法定の

割業

間時

7

0

職

場です。 間

でしょう 0) 0 割増 ように 賃 おこな か 許 はど う

とは認められてい

0

げて

計算

けるこ 間に切 分以上 合には

なる場合は、 時間 が発 帯 生. つ で 時 た時 65 時 給 る賃 間 が 間

例) 所定労働時間が午前9時から 午後5時(休憩1時間)までの場合 午前9時 午後 午後6時

午後7時 7時間(休憩1時間) 1 時間 1時間 法定 法定 所定労働時間 時間内 時間外 残業 法定の割増賃金の支払義務はない。 通常の賃金または就業規則等で定め た計算方法により算出した額を支払

端数が生じた場合	処理のしかた
控除して支払う場合は控除した額)	50円未満の端数を切り 捨て、それ以上を100円 に切り上げる。
②1カ月の賃金支払額に1,000円未満 の端数が生じた場合	翌月の賃金支払日に繰 り越して支払う。

例) 所定労働時間が午前9時から 午後6時(休憩1時間)までの場合

労働

の割増賃金の支

計算したいのですが?

労基法上、

間

外

15

分

未満切

が捨

一てで

端数処理

しょう して考えれ らでを

か

する 間

0)

は 分単

大変な

0

時ま

j時間:

外労 から9

働

ます

毎 を 4

 \mathbf{H}

で集計してい 勤

ば

ょ

を

1

位 0 ラ

午

前

8時

働

時 タ

間

把 力

早 15 前

出残

業

1

1 せ

F

で

させ

ラ

・ます。

この

は

できま 時間

h

8時に

と出勤

労働

豆の端数切:

捨

憩 1

間

詩 休 時

「を支払う んの

いります

計算を行う必 一額をもとに

要

ま

7

割

6 では

時

で

ŧ

せ 時 は、

で、

時 12

間な

午

前

9

で場合

蕳

外 午

一労働 ·後 7 出勤 刻に

合

· 時 ま

間

7

61 ます を勤務 ま

が、

は

あ

り

´ません。

に L 時 後

あ

たる者を交



この場合は、時給1,200円の時間帯に法定時 間外労働1時間を行ったので、この割増賃金は、 1,200円×1.25=1,500円

> 定を定 つ割 就業規 質した が 優 て、 怪され 削等 ح め 7 つ 就 適 で定め 業規 7 用 15 る場 基準等に ます 有 莉 別等で %合は、 な規

いて知 61 ず め 5 れ れ 0) た基準に 口 答も

て解

説

し

7

11

、ます

無断転載禁止